

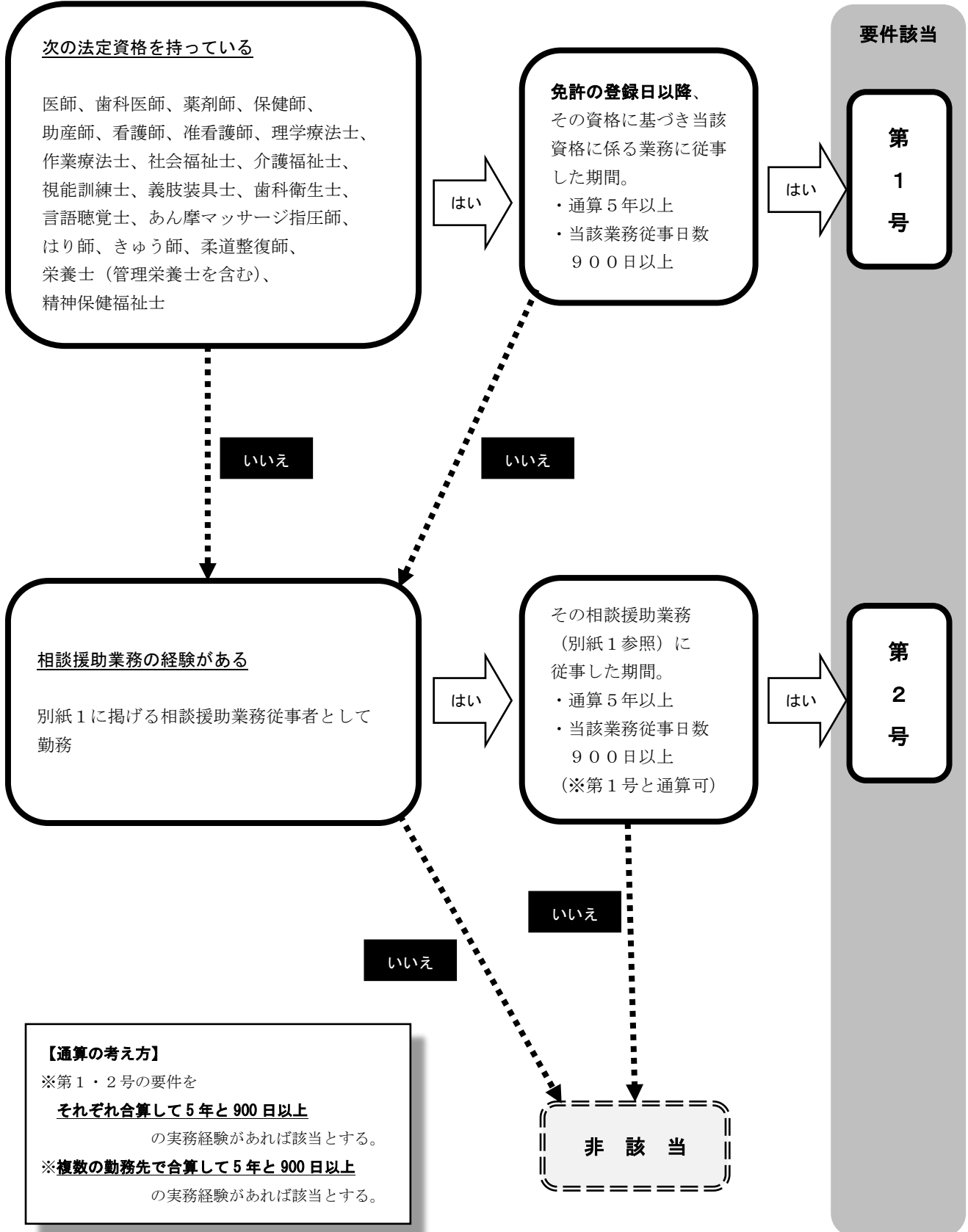
受験要件の確認



1 受験要件について

(1) 実務経験となる業務

受験要件に該当するか下記のチェックリストで確認してください。但しチェックリストは簡略化したものですので、受験要件を確認する際には、必ず本案内を参照してください。



◎受験要件簡易チェックリストから該当する要件の詳細を確認してください。

「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）」の規定により、実務経験を満たしている（詳細は下記）ことを、受験要件としています。

この受験要件を満たしていない場合は、試験を受けることができません。

【受験要件】※下記の要件を満たすことが必要です。
 （下表）の第 1 号から第 2 号に定める期間が通算して 5 年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が 900 日以上であること。

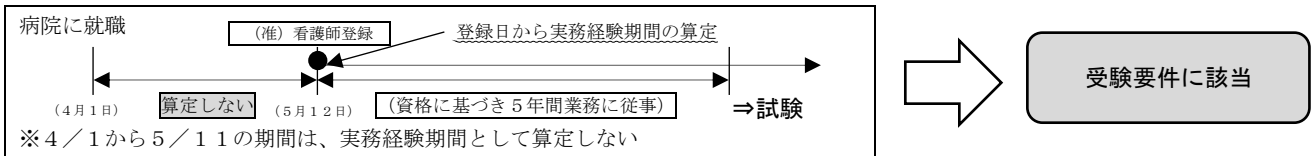
（下 表）

第 1 号	次の法定資格を有する者が、その資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 </div> ※第 1 号に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間は、当該資格の免許の登録の日以降が算定されます。 （「勤務期間算定に関する具体例」を参照してください）	具体例 下記参照
第 2 号	別紙 1 に掲げる相談援助の業務に従事した期間	別紙 1 P 8

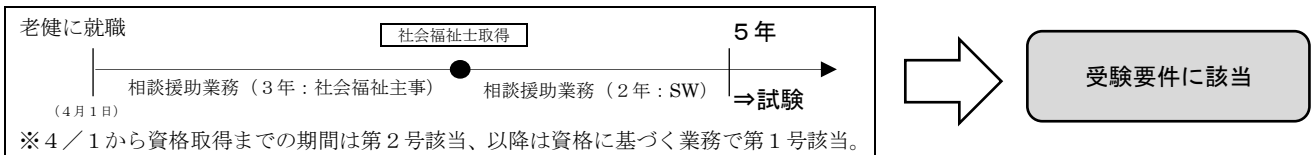
- ※ 1 いずれの区分についても、**要支援者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていること**が必要です。
 教職者や研究業務を行っているような期間は算定できません。
- ※ 2 受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。
- ※ 3 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細、雇用契約書等により証明することも可能です。

「勤務期間算定に関する具体例」

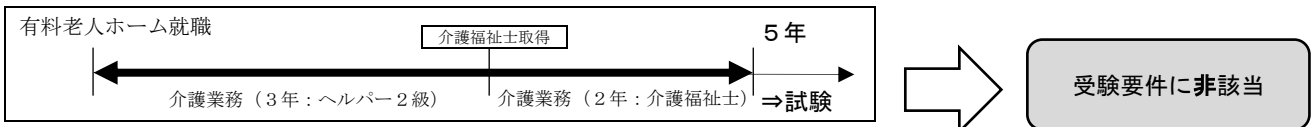
(1) 4月1日から病院に勤務、(准)看護師免許登録は5月12日



(2) 老健で相談援助業務に従事、社会福祉士取得



(3) 有料老人ホームで訪問介護員養成研修 2 級（ヘルパー 2 級）として従事、介護福祉士を取得



(2) その他の受験要件

受験地について

- 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、その勤務地が岩手県内であること。
 - 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地在岩手県内であること。
- ※受験対象となる資格は有しているが現在勤務していない、あるいは他の業務に従事している場合

申込日現在	勤務地・住所地	受験地
受験資格に該当する業務に従事している場合	岩手県で勤務	岩手県
	岩手県以外で勤務	勤務地の都道府県
受験資格に該当する業務に従事していない場合 又は無職の場合	岩手県在住	岩手県 (※)
	岩手県以外に在住	住所地の都道府県

(※) の場合は、住所地の証明のために住民票の提出が必要となります。

実務研修の受講について

- 試験合格後、令和5年1月～3月(予定)に行われる「介護支援専門員実務研修」の受講ができることが受験の要件となります。この試験案内の表紙裏に記載されている実務研修日程(予定)およびP27(6)「介護支援専門員実務研修の受講(合格者のみ)」を必ずご確認ください、受講が可能か確認をしてから申込みをしてください。(詳しい研修の日程については合格者にのみ送付する実務研修の案内に記載します。会場等の都合により研修日程は変更となることがありますのであらかじめご了承ください。)

※本試験は、令和4年度介護支援専門員実務研修の受講者を決定するための試験です。

※実務研修の修了をもって介護支援専門員として登録が可能となります。

受験対象者についての留意点

次の(1)から(7)のいずれかに該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員としての登録を受けることができません(介護保険法第69条の2第1項)ので、ご注意ください。

また、介護支援専門員の登録を受けた後に下記(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合(介護保険法第69条の39第1項第1号)や、不正の手段により介護支援専門員の登録を受けた場合(介護保険法第69条の39第1項第2号)は介護支援専門員の登録を削除することになりますのでご注意ください。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、法令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

法定資格保持者

(介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 項第 1 号関係)

区分	法定資格	区分	法定資格
0001	医師	0011	介護福祉士
0002	歯科医師	0012	視能訓練士
0003	薬剤師	0013	義肢装具士
0004	保健師	0014	歯科衛生士
0005	助産師	0015	言語聴覚士
0006	看護師	0016	あん摩マッサージ指圧師
0007	准看護師	0017	はり師・きゅう師
0008	理学療法士	0018	柔道整復師
0009	作業療法士	0019	栄養士（管理栄養士を含む）
0010	社会福祉士	0020	精神保健福祉士

別紙 1 相談援助業務に従事する者の範囲

(介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 項第 2 号関係)

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
1101	特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号
1102	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号
1103	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号
1104	介護老人福祉施設	生活相談員	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号
1105	介護老人保健施設	支援相談員	「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号
1106	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号
1107	指定計画相談支援事業	相談支援専門員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条
1108	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条
1109	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	「生活困窮者自立支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3(2)ア

2 試験内容

1. 試験内容及び出題範囲

具体的な試験内容及び出題範囲は、厚生労働省が示す（別表）「介護支援専門員実務研修受講試験の試験出題範囲」（P10～P17）のとおりです。

2. 出題方式及び出題数

(1) 出題方式

五肢複択方式とします。

(2) 出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10:00～12:00)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	20問 15問	※点字受験者(1.5倍) 180分 ※弱視等受験者(1.3倍) 156分
合 計	60問	

3. 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、都道府県知事又は登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格となります。

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
この法律その他関係法令に関する科目	1 基本視点	1 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
			2 従来の方制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意識	1 我が国の社会保険制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
			2 介護保険と介護支援サービス	—
	2 介護保険制度論	1 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
			2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
			4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審議会 4 保険給付通則
			5 介護給付の水準	1 介護給付の水準

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
				5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限
			5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業
			9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険委員会 4 委員

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
			4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護 4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア	
			5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実際（訓練と援助の実際）	
			6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス	
			7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護	
			8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解	
			9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとりえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換	
			10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等	
			11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理	
			12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護	
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法（HOT） 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃腸造設術（PEG） 7 ペースメーカー	
			14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変	
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）	
			2 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
				4 隠されたニーズの発見	
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント（介護支援サービス）	—	
			3 ソーシャルワーク（社会福祉専門援助技術）の概要	1 個別援助技術（ソーシャルケースワーク） 2 集団援助技術（ソーシャルグループワーク） 3 地域援助技術（コミュニティワーク）	
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ	
		3 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性および各職種 の役割	—	
		2 高齢者のターミナルケアの実際、家族への ケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL		
		3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア		
		5 高齢者支援展開論（居宅 サービス事業各論）	1 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・役割 2 訪問介護サービス利用者の特性 3 訪問介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問介護	— — — —
		2 訪問入浴介護方法論	1 訪問入浴介護の意義・目的 2 訪問入浴介護利用者の特性 3 訪問入浴介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問入浴介護	— — — —	
		3 訪問看護方法論	1 訪問看護の意義・目的 2 訪問看護サービス利用者の特性 3 訪問看護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問看護	— — — —	
		4 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的 2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特 性 3 訪問リハビリテーションの内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	— — — —	
		5 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的 2 医学的管理サービス利用者の特性 3 介護支援サービスと医学的管理サービス 4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的 5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特 性 6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛 生指導 7 薬剤管理指導の意義・目的 8 薬剤管理指導利用者の特性 9 介護支援サービスと薬剤管理指導	— — — — — — — — —	
	6 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的 2 通所介護サービス利用者の特性 3 通所介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと通所介護	— — — —		
	7 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—	
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—	
		8 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	—	
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—	
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—	
		9 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	—	
			2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—	
			3 短期入所療養介護の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—	
		10 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—	
			2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—	
			3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—	
		11 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	—	
			2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—	
			3 福祉用具の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと福祉用具	—	
			5 住宅改修の意義・目的	—	
			6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—	
			7 住宅改修の内容・特徴	—	
			8 介護支援サービスと住宅改修	—	
		6 高齢者支援展開論（地域密着型サービス事業各論）	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
				2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—
				3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—
			2 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
				2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—
				3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—
			3 地域密着型通所介護方法論	1 地域密着型通所介護の意義・目的	—
				2 地域密着型通所介護の利用者の特性	—
				3 地域密着型通所介護の内容・特徴	—
			4 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—
				2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
				3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
			5 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
				2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
				3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
			6 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
				2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
				3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
			7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—				
3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—				
8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的		—		
	2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性		—		
	3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴		—		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		9 複合型サービス方法論	1 複合型サービスの意義・目的	—
			2 複合型サービスの利用者の特性	—
			3 複合型サービスの内容・特徴	—
		7 高齢者支援展開論（介護予防サービス事業各論）	1 介護予防訪問入浴介護方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的
	2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性			—
	3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴			—
	4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護			—
	2 介護予防訪問看護方法論		1 介護予防訪問看護の意義・目的	—
			2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—
	3 介護予防訪問リハビリテーション方法論		1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用者の特性	—
			3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—
	4 介護予防居宅療養管理指導方法論		1 医学的管理サービスの意義・目的	—
			2 医学的管理サービス利用者の特性	—
			3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—
			4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
			5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
			6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
			7 薬剤管理指導の意義・目的	—
			8 薬剤管理指導利用者の特性	—
			9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—
	5 介護予防通所リハビリテーション方法論		1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 介護予防通所リハビリテーション利用者の特性	—
			3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
	6 介護予防短期入所生活介護方法論		1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
	7 介護予防短期入所療養介護方法論		1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
	8 介護予防特定施設入居者生活介護方法論		1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—	
	9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—	
		2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—	
3 介護予防福祉用具の内容・特徴		—		
4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具		—		
5 介護予防住宅改修の意義・目的		—		
6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法		—		
7 介護予防住宅改修の内容・特徴		—		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
介護保険法別表の科目	8 高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス事業各論）	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論	8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—	
			1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—	
			2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—	
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—	
			1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
				2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
				3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
				2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—			
	9 高齢者支援展開論（介護保険施設各論）	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—	
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—	
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—	
		2 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	—	
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—	
			3 介護老人保健施設の内容・特徴	—	
		3 指定介護療養型医療施設サービス方法論	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—	
			2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—	
			3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—	
			4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	—	
			5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	—	
			6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	—	
		4 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	—	
2 介護医療院サービス利用者の特性	—				
3 介護医療院の内容・特徴	—				
10 高齢者支援展開論（社会資源活用論）	1 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—		
		2 社会資源間での機能や役割の相違	—		
		3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—		
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11 要介護・要支援認定特論	1 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	—	
			2 認定調査	—	
			3 主治医意見書	—	
			4 一次判定の概略	—	
			5 介護認定審査会における二次判定の概略	—	
		2 一次判定の仕組み	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—	
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	—	
		3 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的な方法	—	
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—	
			3 二次判定のポイント	—	

(注1) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

(注2) 試験範囲に含まれる関連通知の具体例

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護予防支援等の事業の印院及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の揭示について」(平成11年11月12日老企企画第29号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)